

JASPAS BWA「おためしプラン」利用規約

(規約の適用)

第1条 当社は、「おためしプラン」利用規約(以下、「本利用規約」といいます。)を定め、これに基づき本サービスを当社が別に定める期間貸与し、その貸与した本機器からの利用に限定したインターネット接続サービス(めぐろ BWA 通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。)をいいます。以下、同じとします。)を提供します。

(規約の変更)

第2条 当社はこの利用規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。当社は、この利用規約(変更があった場合は変更後の利用規約)を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語)

第3条 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、当社が別に規定するJASPAS BWA 通信サービス契約約款で使用する用語の定義に従うものとします。

(契約の単位)

第4条 当社は契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人に限ります。

(契約申込の方法)

第5条 JASPAS BWA「おためしプラン」の申込みをするときは、次のいずれかの方法で申込みを行っていただきます。

(1) 当社所定の契約申込書をサービス取扱所へ提出する方法。

(2) インターネット(主として通話以外の通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を経由して当社所定の契約申込書をサービス取扱所へ送信する方法。

2 前項の場合において、JASPAS BWA「おためしプラン」の申込みをするときは、申込みをする者は、サービスの種類を指定していただきます。

3 前項の場合において、本契約の申込みをする者は、以下の条件に同意の上、申し込みを行っていただきます。

(1) 別表1「弁済金」の支払い義務が生じた場合の支払い方法をクレジットカードによる支払いに限ること。

(2) 申込書の提出と同時に申込みをする者のクレジットカード情報を提出していただくこと。

(契約申込の承諾)

第6条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更する場合があります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、LTE無線通信サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

(1)LTE無線通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)契約の申込みをした者がLTE無線通信サービスの料金その他の債務(この規約に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(3)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当し、又は該当すると認めるときは、その申込みを承諾しないことがあります。

(1)本契約の申込みをした者が、既に本サービスの提供を受けているとき。

(2)本契約の申込みをした者が、過去に本サービスの提供を受けたことがあるとき。

(3)本契約の申込みをした者が、自己のクレジットカード情報の提出を拒否したとき。

(4)本契約の申込みをした者が、日本国内に居住していないとき。

(本機器の貸与期間)

第8条 本機器の貸与期間は、引渡しを行った日より開始するものとします。

2 本機器の貸与期間は、前項に定める開始日を含む15日間とします。(貸与期間翌日から7日以内を返却期間とする)

3 本契約者は本機器の貸与期間を延長することは出来ません。

(本契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 契約者は当社に届け出た契約者連絡先(氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかにLTE無線通信 サービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 契約者は第1項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、当社は、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものとして取り扱います。

4 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

6 当社、届出のあった契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この利用規約の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらずその通知等を省略できるものとします。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 契約者が契約に基づいてLTE無線通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡又は貸与することができません。

(本契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは会社分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割によ

り営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、LTE無線通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

4 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に準じて取り扱います。

(契約者が行う本契約の解除)

第12条 契約者は、契約を解除しようとする場合は、当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知しなければなりません。

2 第1項による契約解除の場合、当社より貸与した無線機器を当社の指定する方法により、速やかに返却いただきます。

(当社が行う本契約の解除)

第13条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その契約を解除することができます。

(1)契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(2)電気通信事業法又は電気通信事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(3)電気通信事業法又は電気通信事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

(4)前各号のほか、この利用規約に違反する行為、LTE無線通信サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 前項による解除の場合、契約者は解除の効力が生じた日が属する月までの利用料金、事務手数料を支払うものとし、日割精算はしません。

3 第1項に規定する場合のほか、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でLTE無線通信サービスの継続ができないとき。

4 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(本機器の使用、保管等)

第14条 本契約者は、本規約の各条項及び当社の指示に従って本機器を善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

2 本機器の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、本契約者の負担とします。

3 本契約者は、本機器の譲渡、転貸、改造・改変を行ってはならないものとします。

4 本契約者は、本機器に故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

5 本契約者の責に帰すべき事由により本機器に故障、滅失、毀損等が生じたときは、当社は、本契約者に対し、別表1「弁済金」に定める金額を請求することができるものとし、当該請求が行われた場合は、本契約者は別表に定める方法によりお支払いいただきます。

(本機器の接続及び撤去等)

第15条 本機器の接続、設定、移設、撤去については、本契約者の費用と責任で行うものとします。

2 本契約者の通信設備・コンピュータ等と本機器を接続する為に必要となる物品等がある場合は、本契約者の費用と責任でこれを準備するものとします。

(本機器の返還等)

第16条 本機器の返還期限は第8条(本機器の貸与期間)2項に定める返却期間の満了日までとします。

2 本契約者は、当社から貸与を受けた本機器(第17条(本機器の所有権の移転)の規定により本契約者に所有権が移転したものを除きます。)について、その返還期限までに、原状に復した上で、当社が別に定める方法により当社が指定した場所へ郵送していただきます。

3 本契約者は、当社指定の返還方法以外の方法で本機器を返還する場合は、前項の定めにかかわらず、自らの責任と費用負担により行っていただきます。

4 返還期限を経過してもなお本機器が返還されない場合、当社は、本契約者に対し別表1に定める違約金を請求できるものとし、本契約者は、別表に定める方法によりその金額を支払っていただきます。

5 本契約者が本機器を返還する際に本契約者の私物(LANカード、電源アダプタ、ノートPC、各種マニュアルを含みますが、これらに限りません。以下「本契約者私物」といいます。)が当社の責によらない事由により返還される本機器と同梱された場合、本契約者は当該本契約者私物の所有権を放棄したものとみなし、当社は、当該本契約者私物を任意に処分できるものとします。

(本機器の所有権の移転)

第17条 当社が第14条(本機器の使用、保管等)第5項及び第16条(本機器の返還等)第4項の定めによる請求を行い、本契約者がこれを支払った場合、本機器(UIMカードを除きます。)の所有権は本契約者に移転するものとします。この場合、本契約者は、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

(提供中止)

第18条 当社は、次の場合には、LTE無線通信サービスの提供を中止することがあります。(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。(2) 第39条(提供の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する提供について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、料金表に定めるところによりその付加機能の提供を中止することがあります。3 前2項の規定によりLTE無線通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急の場合その他やむを得ない場合は、この限りではありません。

(提供の停止)

第19条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、そのLTE無線通信サービスの提供を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)

(2) 契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第9条(本契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) 契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のLTE無線通信サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その利用規約等に定める料金その他の債務をいいます。)

について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5) 契約者がそのLTE無線通信サービス又は当社と契約を締結している他のLTE無線通信サービスの利用において第29条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。

(6) 契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

2 当社は、前項の規定によりLTE無線通信サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、前項第5号の規定により、提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません

(インターネット接続サービスの利用)

第20条 契約者は、インターネット接続サービス(LTE無線通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします)を利用することができます。

2当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第21条 当社は、LTE無線通信サービスを利用できる区域について、別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 LTE無線通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

3 LTE無線通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

4 当社は、1の無線機器において、一足時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部もしくは一部を破棄します。

5 電波状況等により、LTE無線通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(提供の制限)

第22条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

2 当社が請求した次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)

機関名
気象機関
消防機関
秩序の維持に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関
水防機関
災害救助機関
防衛に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
めぐろ BWA通信契約約款 別記2の基準に該当する新聞社等の機関
国又は地方公共団体の機関

3 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

4 当社は、LTE無線通信サービスの運用及び品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。

5 当社は、契約者がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト(一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、当該Webサイト、画像または映像等の閲覧を制限することがあります。

5-2 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により契約者が利用している端末がコンピューターウィルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完

全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。

(1)契約者がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。

(2)照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。

5-3 契約者は6-2.(1)および(2)に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。

6 無線区間(契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。)における通信については、AXGP方式によりセキュリティを確保いたしますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。

7 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設(以下「移設等」といいます。)することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

8 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、あらかじめそのことをLTE無線通信サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本サービスの料金)

第23条 本サービスを利用するための料金は料金表に定めるところによります。

2料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。

(延滞利息)

第24条 契約者は、料金その他の債務(遅延利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(当社の維持責任)

第25条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します

(本契約者の維持責任)

第26条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備(無線機器に限ります)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります。)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(修理又は復旧)

第27条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその

電気通信設備を修理又は復旧します。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません

(責任の制限)

第28条 当社は、LTE無線通信サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのLTE無線通信サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に利用料金の月額30分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりLTE無線通信サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など(コンピュータプログラム、メールなど)についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るもの起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。

5 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

(利用に係る契約者の義務)

第29条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備(自営端末設備にあつては、無線機器に限ります。)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります)を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと

(3) 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する態様でLTE無線通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。

(5) 位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講ずること。

2 契約者は、LTE無線通信サービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします

- (1) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為
- (2) 第三者又は当社の著作権、その他知的財産権を侵害する行為
- (3) 第三者の財産、個人情報、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- (4) 第三者又は当社の情報を改ざん、消去する行為
- (5) 第三者の同意を得ることなく、又は不当な手段により第三者の個人債報、プライバシー情報、公開されていない情報を収集する行為
- (6) 第三者又は当社を誹謗中傷し、名誉、信用をき損する行為
- (7) 第三者又は当社に成りすましてサービスを利用する行為
- (8) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (9) 大量のメールを送信する行為及び当該依頼に応じて転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、無断で広告宣伝勧誘等のメールを送信する行為、嫌悪感を感じる電子メールを送信する行為
- (10) 第三者又は当社の設備などに無権限でアクセスする行為並びに設備の運営を妨げる行為
- (11) 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為
- (12) 詐欺等の犯罪的行為及びそれに結びつく行為
- (13) 無限連鎖講(いわゆるネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (14) 事実に反する情報を送信掲載する行為
- (15) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為
- (16) この利用規約に違反する行為その他インターネットの運営を妨げるすべての行為
- (17) 本項各号に該当するおそれがあるもしくは助長すると当社が判断する行為
- (18) その他、当社が不適切と判断する行為

3 ID等を紛失した場合や第三者に知られた場合、又は第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、契約者はただちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。

4 当社はID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。契約者はID等の管理責任を負うものとし、ID等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。

5 契約者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、契約者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。

6 契約者は、この利用規約の他の条項に定める規定に違反した場合のほか、前各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害を直ちに賠償するものとします。

(本契約者に係る情報の利用)

第30条 当社は、地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。当社は、めぐろ BWA「おためしプラン」通信サービス契約者の氏名、名称、電話番号、住所、請求書の送付先、年齢、性別、選択する料金種別若しくは割引等、設置する端末設備の種類又は支払状況等の情報(めぐろ BWA「おためしプラン」通信サービス契約者を識別できる情報をいいます。以下「め

ぐる BWA「おためしプラン」通信サービス契約者に係る個人情報」といいます。)の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

2 当社は、めぐろ BWA「おためしプラン」通信サービス契約者に係る個人情報について、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営又はめぐろ BWA「おためしプラン」通信サービス契約者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。ただし、当社がこの利用に関連してめぐろ BWA「おためしプラン」通信サービス契約者へ各種通知を行う場合に、あらかじめめぐろ BWA「おためしプラン」通信サービス契約者から通知を拒む旨の意思表示があったときは、当社はそのめぐろ BWA「おためしプラン」通信サービス契約者に対して当該通知を行わないものとします。

3 前項の規定によるほか、当社は、めぐろ BWA「おためしプラン」通信サービス契約者に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。

料金表

通則

(料金の計算方法)

1 当社は料金その他の計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

2 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するクレジットカード決済により支払うものとし、会社は請求書を発行しないものとします。

3 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金)

4 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税等を含む金額とします。

(料金等の臨時減免)

5 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及びこの利用規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費に関する費用を減免することがあります。

6 当社は、料金等の減免を行ったときは、LTE無線通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

クレジットカード支払いに関する特約

1 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が契約者の届け出たクレジットカード発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

5 契約者は、第1項にかかわらず、当社が承諾した場合は、第1項に定める方法以外の支払方法によることができるものとします。この場合、当社は、契約者に、当社が指定する金額の保証金の差入れを求めることができるものとします。契約が終了したとき又は支払方法を第1項に定める方法に変更したときは、当社は速やかに保証金を契約者に返還します。ただし、契約者が当社に弁済すべき債務がある場合には、当社は保証金からその債務に相当する金額を差し引くことができるものとします。

別表

第1表 LTE無線通信サービスに関する料金

第1 利用料

1料金額

1 契約

サービスの種類	利用料金(税込・税抜)
おためしプラン	1,650円(税抜 1,500円)

※利用可能期間は15日間

※1人1回のみ利用可能

第2 手続きに関する料金

区分	単位	料金額(税込・税抜)
弁済金	端末未返却時に請求	24,200円(税抜 22,000円)

※料金表金額は記載がない限り税込・税抜金額の表記となります。

附則

(実施期日)

この料金表は2018年10月5日より実施します。

(実施期日)

この改正料金表(2021年4月1日版)は、2021年4月1日から実施します。